

7 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			疾病を行う職員の勤務条件等異なる場合	入居者の数が人員定員を超える場合	介護・看護職員2人以上を介護専門員が担当しない場合	乗動のユニットに配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	単ユニットケア加算	個別機材訓練加算	近年性認知症入所者受入加算	専任の高齢医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算		
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉	表介観1 ( 580 単位)																
		表介観2 ( 690 単位)																
		表介観3 ( 733 単位)																
		表介観4 ( 793 単位)																
		表介観5 ( 862 単位)																
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以前に整備)〉	表介観1 ( 833 単位)									+41単位	+5単位						
		表介観2 ( 702 単位)																
		表介観3 ( 774 単位)																
		表介観4 ( 843 単位)																
		表介観5 ( 911 単位)																
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日後に新設)〉	表介観1 ( 626 単位)																
		表介観2 ( 694 単位)																
		表介観3 ( 766 単位)																
		表介観4 ( 835 単位)																
		表介観5 ( 902 単位)																
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニット型個室〉	表介観1 ( 662 単位)																
		表介観2 ( 733 単位)																
		表介観3 ( 806 単位)																
		表介観4 ( 876 単位)																
		表介観5 ( 946 単位)																
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニット型準個室〉	表介観1 ( 662 単位)					×97/100											
		表介観2 ( 733 単位)																
		表介観3 ( 806 単位)																
		表介観4 ( 876 単位)																
		表介観5 ( 946 単位)																
ハ 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	表介観1 ( 742 単位)															
			表介観2 ( 808 単位)															
			表介観3 ( 879 単位)															
			表介観4 ( 946 単位)															
			表介観5 ( 1,012 単位)															
		(二) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室(平成24年4月1日以前に整備)〉	表介観1 ( 793 単位)															
			表介観2 ( 897 単位)															
			表介観3 ( 929 単位)															
			表介観4 ( 994 単位)															
			表介観5 ( 1,059 単位)															
	(三) 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) 〈多床室(平成24年4月1日後に新設)〉	表介観1 ( 784 単位)																
		表介観2 ( 849 単位)																
		表介観3 ( 918 単位)																
		表介観4 ( 984 単位)																
		表介観5 ( 1,048 単位)																
(2) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	表介観1 ( 742 単位)																
		表介観2-3 ( 848 単位)																
		表介観4-5 ( 978 単位)																
		表介観1 ( 793 単位)																
		表介観2-3 ( 898 単位)																
(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈多床室(平成24年4月1日以前に整備)〉	表介観4-5 ( 1,026 単位)																	
	表介観1 ( 784 単位)																	
	表介観2-3 ( 889 単位)																	
	表介観4-5 ( 1,016 単位)																	
	表介観1 ( 812 単位)																	
ニ ユニット型介護老人福祉施設における経過の地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	表介観1 ( 812 単位)															
			表介観2 ( 878 単位)															
			表介観3 ( 950 単位)															
			表介観4 ( 1,017 単位)															
			表介観5 ( 1,083 単位)															
	(二) ユニット型経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	表介観1 ( 812 単位)					×97/100											
		表介観2 ( 878 単位)																
		表介観3 ( 950 単位)																
		表介観4 ( 1,017 単位)																
		表介観5 ( 1,083 単位)																
(2) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	表介観1 ( 812 単位)																
		表介観2-3 ( 919 単位)																
		表介観4-5 ( 1,049 単位)																
		表介観1 ( 812 単位)																
		表介観2-3 ( 919 単位)																
(二) ユニット型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	表介観4-5 ( 1,049 単位)																	

注 身体拘束未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して帯宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 帯宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	
ス 口腔機能維持管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持管理加算	(1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算	(1日につき 10単位を加算)	
キ 在宅・入所相互利用加算	(1日につき 30単位を加算)	
ク 小規模拠点集合型施設加算	(1日につき 50単位を加算)	
シ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ジ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日以内に1日につき200単位を加算)	
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×25/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×90/100)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×80/100)	